

南知多町国土強靱化地域計画の概要

策定の背景

◆基本法(※)第13条
 「都道府県及び市町村は、(略)都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画(以下、「国土強靱化地域計画」という。)を、(略)市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」

◆国による地域の国土強靱化の取組推進
 地方公共団体による強靱化の取組、計画の策定を促進するため、計画に基づき実施する補助金・交付金事業に対して、予算の「重点化」「要件化」「見える化」を図る。
 「要件化」⇒ 計画に明記された事業であることを交付要件 「重点化」⇒ 計画に明記された事業に対して重点配分、優先採択

(※)基本法:「強しなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」

計画の位置づけ【第1章】

基本法に基づく本町の国土強靱化地域計画として策定。
 国の基本計画や県の強靱化計画と調和を保ちつつ、国土強靱化の観点から、町地域防災計画など本町の各種計画における取組との調和・連携を図り、施策の効果を最大限に発揮する。

```

    graph TD
      A[南知多町 国土強靱化 地域計画] <-->|調和| B[国土強靱化 基本計画]
      A <-->|調和・連携| C[町地域防災計画 始め各種計画]
      A <-->|調和| D[愛知県 地域強靱化計画]
    
```

基本的な考え方【第3章】

過去災害の教訓、本町の地域特性や災害リスクを踏まえ、「基本目標」、「事前に備えるべき目標」、「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)を設定し、リスクシナリオごとに脆弱性評価を実施。脆弱性評価結果を踏まえ、リスクシナリオを回避して基本目標を達成するため、国土強靱化の推進方針を検討。

◆対象とする災害
 大規模自然災害 ⇒ 地震・津波、風水害(台風、高潮、土砂災害、豪雨等)

◆計画イメージ

【基本目標】①人命の保護が最大限図られること / ②地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること / ③住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 / ④迅速な災害復興

事前に備えるべき目標の設定(8つ) → 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)の設定(36ケース) → 脆弱性の評価(課題の検討) → 脆弱性評価結果を踏まえ、リスクシナリオを回避して基本目標を達成するための、国土強靱化推進方針を取りまとめ

◆国の基本計画や県の強靱化計画との整合性に配慮しつつ、先進自治体の計画を参考に作成

脆弱性評価に基づく取組の推進

脆弱性の評価【第4章】

◆「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)ごとに課題を検討
 【(別紙)リスクシナリオごとの脆弱性評価】

- 1-1 大規模地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生 ⇒ 住宅・建築物等の耐震化 始め16項目
- 1-2 大規模津波等による多数の死者の発生 ⇒ 防災体制の整備 始め15項目
- 1-3 大規模自然災害による広域かつ長期的な市街地等の浸水等 ⇒ 避難体制の整備 始め8項目
- ...
- 8-5 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態 ⇒ 高潮ハザードマップの作成 始め4項目 (事前に備えるべき目標:8、リスクシナリオ:36)

強靱化推進方針の検討【第5章】

◆脆弱性評価結果を踏まえ、リスクシナリオを回避するために必要となる取組を検討
 ◆既存計画や制度等を参考に、取組内容を整理
 【第5章 リスクシナリオごとの強靱化の推進方針】

<関連計画・制度の例>

- ・地域防災計画
- ・避難勧告等判断・伝達マニュアル
- ・受援マニュアル
- ・防災備蓄計画
- ・ブロック塀等撤去費補助金
- ・自主防災組織活動補助金
- ・橋梁長寿命化修繕計画
- ・業務継続計画
- ・耐震改修促進計画
- ・公共施設等総合管理計画
- ・町障がい者計画
- ・災害廃棄物処理計画
- 等

<強靱化の推進方針>

- 1-1 ○関係機関との連携
 ○消防活動体制の整備
 ○住宅・建築物等の耐震・減災化 等
- 1-2 ○関係機関との連携
 ○津波防災地域づくりの推進 等
- 1-3 ○避難体制の整備
 ○高潮対策の検討 等
- ...
- 8-5 ○河川・海岸堤防等の耐震化の推進
 ○ため池の耐震化 等

個別具体的な施策の推進【第6章】

◆南知多町総合計画実施計画書や個別計画等による具体的な施策の推進と進捗管理
 強靱化推進方針に基づく個別具体的な施策については、南知多町総合計画実施計画書や個別の事業計画等により、着実に取り組むとともに、進捗状況の管理を行う。

◆別表「南知多町国土強靱化地域計画に位置付ける個別具体的な施策の事業の詳細」の作成
 国の「国土強靱化予算の「重点化」「要件化」「見える化」等による地域の国土強靱化の取組推進」に位置付けられる施策については、別表「南知多町国土強靱化地域計画に位置付ける個別具体的な施策の事業の詳細」として取りまとめ、国土強靱化地域計画との関連性を明確化する。

【参考】脆弱性評価結果の概要（「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を回避するための課題）

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	起きてはならない最悪の事態を回避するための課題	
1 大規模地震が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 大規模地震による建物等の大規模倒壊や火災による死傷者の発生	住宅・建築物等の耐震化、ブロック塀等撤去費助成、町有施設の耐震化 等	計 16 項目
	1-2 大規模津波等による多数の死者の発生	防災体制の整備、避難路・避難経路等の整備、津波避難体制の整備 等	計 15 項目
	1-3 大規模自然災害による広域かつ長期的な市街地等の浸水等	避難体制の整備、地域防災力の向上、ハザードマップ作成、高潮対策施設の整備 等	計 8 項目
	1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	避難体制の整備、土砂災害防止施設の整備促進、防災意識・活動の啓発 等	計 4 項目
	1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	防災体制の整備、電力の確保、情報通信手段の多重化、外国人への情報伝達 等	計 9 項目
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	水・食料等の備蓄、物資の調達体制の構築、上水道施設の耐震化等、応急給水体制の構築 等	計 7 項目
	2-2 離島・沿岸部等における長期的な孤立集落の発生	孤立集落等の発生を防ぐ施設整備等の推進、情報収集・伝達手段の充実	計 2 項目
	2-3 自衛隊・警察・消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	受援体制の整備、防災拠点の機能強化、関係機関との連携、消防団員の確保 等	計 6 項目
	2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	救助・救急、医療活動のためのエネルギー確保、道路ネットワークの整備・道路の災害対策の推進	計 2 項目
	2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生による混乱	帰宅困難者対策の実施、物資の供給やルートの確保	計 2 項目
	2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	「命の道」となる幹線道路の整備、地域医療の確保、医師会等との連携、災害時看護師等ボランティアの登録、医薬品等の調達、町民への啓発、輸送体制の検討 等	計 11 項目
	2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	予防・防疫体制の構築、避難所となる施設の衛生環境の確保、物資の備蓄 等	計 10 項目
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	関係団体による取組、意見	計 1 項目
	3-2 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	業務継続体制の整備、町有施設の機能確保、関係団体による取組、意見	計 3 項目
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	庁舎等の電力確保対策の推進、情報ネットワーク機器等の移管、サーバ室の温度管理、災害情報提供の多重化	計 4 項目
5 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	企業BCP策定の促進、道路・橋梁に関する耐震化等の対策	計 2 項目
	5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	燃料供給ルート確保に向けた施設と体制整備	計 1 項目
	5-3 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止	地域を支える幹線道路網の整備促進、交通施設の防災対策の推進 等	計 7 項目
	5-4 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態	金融機関における防災対策の推進	計 1 項目
	5-5 食料等の安定供給の停滞	農水産業基盤等の整備、サプライチェーン輸送モードの強化	計 2 項目
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LPGガスサプライチェーンの機能の停止	地域における自立・分散型エネルギー導入促進、応急復旧体制の整備	計 2 項目
	6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止	上水道施設の耐震化等、応急給水体制の強化、上下水道災害応援体制の整備	計 3 項目
	6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	下水道処理施設等の災害対策、下水道業務継続計画の策定、汚水処理施設の整備、受援体制の整備 等	計 5 項目
	6-4 地域交通ネットワークが分断する事態	橋梁の保全、道路啓開体制の整備、陸・海・空の輸送ルート確保の強化 等	計 4 項目
	6-5 異常湧水等による用水の供給の途絶	ため池の耐震化	計 1 項目
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1 住宅地での大規模火災の発生	一時避難場所としての公園緑地等の維持管理、狭あい道路の解消、耐震性防火水槽の整備 等	計 6 項目
	7-2 海上・沿岸部の広域複合災害の発生	河川・海岸堤防の耐震化等の推進、河川・海岸の水閘門等の耐震化の推進 等	計 3 項目
	7-3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	住宅・建築物の耐震化	計 1 項目
	7-4 ため池、排水施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生	ため池の耐震化、関係団体の取組、意見	計 2 項目
	7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	農地・農業利水施設等の保全管理、農業基盤等の整備、土砂災害の防止	計 3 項目
	7-6 風評被害等による経済等への甚大な影響	風評被害を防止するための確かな情報発信のための体制強化	計 1 項目
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・復旧できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	受援体制の整備、災害廃棄物処理計画の策定、ごみ、し尿等処理業務継続計画の策定	計 3 項目
	8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	受援体制の整備、災害ボランティアコーディネーターの育成、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成、要配慮者支援体制の整備、震災復興都市計画模擬訓練の実施、事前復旧・復興計画等の作成 等	計 8 項目
	8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	地域コミュニティの活性化、自主防災会の充実強化 等	計 4 項目
	8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	災害時における地域モビリティの確保、道路の震災対策、河川・海岸堤防等の耐震化等の推進 等	計 4 項目
	8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	高潮ハザードマップの作成、ため池の耐震化、河川・海岸堤防等の耐震化の推進、関係機関の取組、意見	計 4 項目

計8

計36ケース

計167項目